

広島県収受	
第	号
4, 4, 19	
処理期限	月 日
分類記号	保存年限

薬生機審発 0419 第 1 号
令和 4 年 4 月 19 日

各
都道府県
保健所設置市
特別区
衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局医療機器審査管理課長
(公 印 省 略)

イデカブタゲン ビクルユーセルの最適使用推進ガイドライン
について

経済財政運営と改革の基本方針2016(平成28年6月2日閣議決定)において、革新的医薬品等の使用の最適化推進を図ることが盛り込まれたことを受けて、革新的再生医療等製品を真に必要な患者に提供するために最適使用推進ガイドラインを作成することとしました。

今般、イデカブタゲン ビクルユーセル（販売名：アベクマ点滴静注）について、再発又は難治性の多発性骨髄腫に対して使用する際の留意事項を別添のとおり最適使用推進ガイドラインとして取りまとめましたので、その使用に当たっては、本ガイドラインについて留意されるよう、貴管内の医療機関及び薬局に対する周知をお願いします。

